

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年12月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 通知の要旨

平成29年11月10日静岡県告示第796号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
時田豊久	駿東郡小山町藤曲字奈良橋 882 の 1、882 の 3、883 の 1、883 の 2	小山町役場
野木幸男	駿東郡小山町藤曲字奈良橋 882 の 1、882 の 3、883 の 1、883 の 2	小山町役場